

## 中期目標(案)における教育研究上の基本組織に関する記載

## 1 意見

「教育研究上の基本組織」について大学は、最初に学部・研究科に関わる記載があって学科に関わる記載が続いているが、短期大学部については、学部に関する記載がなく学科に関わる記載のみとなっており統一感がない印象がある。

## 2 修正案作成に当たっての考え方

他事例を参考にしながら、大学、大学院、短期大学部それぞれにおいて、学校教育法により定められている組織として最も大きな単位である大学における学部、大学院における研究科、短期大学部における学科を列記する形で整理したい。

## ※(参考)学校教育法における関係条項の抜粋

## 〔学部〕

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

## 〔研究科〕

第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

## 〔短期大学〕

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

- ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。
- ③ 前項の大学は、短期大学と称する。
- ④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。
- ⑤ 第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。
- ⑥ 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
- ⑦ 第二項の大学には、学科を置く。
- ⑧ 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
- ⑨ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。
- ⑩ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

3 (参考) 他事例における記載(大学と短期大学部を併設している事例)

(1) 公立大学法人岩手県立大学

・簡条書き形式。大学は学部・研究科単位，短大は大学部単位・全体的に学科なし。

【記載方法】

公立大学法人岩手県立大学の記載内容	公立大学法人旭川市立大学を当てはめた内容
次に記載する1大学2短期大学部を置く。 (1) 岩手県立大学 看護学部及び看護学研究科 社会福祉学部及び社会福祉学研究科 ソフトウェア情報学部及びソフトウェア情報学研究科 (2) 岩手県立大学盛岡短期大学部 (3) 岩手県立大学宮古短期大学部	次に記載する1大学1短期大学部を置く (1) 旭川市立大学 経済学部 保健福祉学部 地域政策研究科 (2) 旭川市立大学短期大学部

(2) 山形県公立大学法人

・表形式。大学は学部・学科・研究科単位，短大は学科単位。

【記載方法】

山形県公立大学法人の記載内容	公立大学法人旭川市立大学を当てはめた内容																
山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学は，以下に記載する学部及び学科をもって構成する。 (1) 山形県立米沢栄養大学 <table border="1" data-bbox="277 1303 780 1404"> <tr> <td>学部</td> <td>健康栄養学部</td> </tr> <tr> <td>学科</td> <td>健康栄養学科</td> </tr> </table> (2) 山形県立米沢女子短期大学 <table border="1" data-bbox="277 1688 780 1883"> <tr> <td>学科</td> <td>国語国文学科 英語英文学科 日本史学科 社会情報学科</td> </tr> </table>	学部	健康栄養学部	学科	健康栄養学科	学科	国語国文学科 英語英文学科 日本史学科 社会情報学科	旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は，以下に記載する学部及び学科並びに研究科をもって構成する。 (1) 旭川市立大学 <table border="1" data-bbox="871 1303 1374 1646"> <tr> <td>学部</td> <td>経済学部 保健福祉学部</td> </tr> <tr> <td>学科(経済学部)</td> <td>経営経済学科</td> </tr> <tr> <td>学科(保健福祉学部)</td> <td>コミュニティ福祉学科 保健看護学科</td> </tr> <tr> <td>研究科</td> <td>地域政策研究科</td> </tr> </table> (2) 旭川市立大学短期大学部 <table border="1" data-bbox="871 1688 1374 1792"> <tr> <td>学科</td> <td>食物栄養学科 幼児教育学科</td> </tr> </table>	学部	経済学部 保健福祉学部	学科(経済学部)	経営経済学科	学科(保健福祉学部)	コミュニティ福祉学科 保健看護学科	研究科	地域政策研究科	学科	食物栄養学科 幼児教育学科
学部	健康栄養学部																
学科	健康栄養学科																
学科	国語国文学科 英語英文学科 日本史学科 社会情報学科																
学部	経済学部 保健福祉学部																
学科(経済学部)	経営経済学科																
学科(保健福祉学部)	コミュニティ福祉学科 保健看護学科																
研究科	地域政策研究科																
学科	食物栄養学科 幼児教育学科																

- (3) 公立大学法人会津大学 第2回会議での案を作成するに当たっての参考事例・表形式。大学は学部・研究科単位，短大は学科単位。

【記載方法】

公立大学法人会津大学の記載内容	公立大学法人旭川市立大学を当てはめた内容												
<p>この中期目標を達成するため，会津大学及び短期大学部に次の学部，研究科及び学科を置く。</p> <p>(1) 会津大学</p> <table border="1"> <tr> <td>学部</td> <td>コンピュータ理工学部</td> </tr> <tr> <td>研究科</td> <td>コンピュータ理工学研究科</td> </tr> </table> <p>(2) 短期大学部</p> <table border="1"> <tr> <td>学科</td> <td>産業情報学科 食物栄養学科 幼児教育学科</td> </tr> </table>	学部	コンピュータ理工学部	研究科	コンピュータ理工学研究科	学科	産業情報学科 食物栄養学科 幼児教育学科	<p>旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は，以下に記載する学部及び学科並びに研究科をもって構成する。</p> <p>(1) 旭川市立大学</p> <table border="1"> <tr> <td>学部</td> <td>経済学部 保健福祉学部</td> </tr> <tr> <td>研究科</td> <td>地域政策研究科</td> </tr> </table> <p>(2) 旭川市立大学短期大学部</p> <table border="1"> <tr> <td>学科</td> <td>食物栄養学科 幼児教育学科</td> </tr> </table>	学部	経済学部 保健福祉学部	研究科	地域政策研究科	学科	食物栄養学科 幼児教育学科
学部	コンピュータ理工学部												
研究科	コンピュータ理工学研究科												
学科	産業情報学科 食物栄養学科 幼児教育学科												
学部	経済学部 保健福祉学部												
研究科	地域政策研究科												
学科	食物栄養学科 幼児教育学科												

- (4) 静岡県公立大学法人

・表形式。学部まで記載・全体的に研究科や学科は記載なし。

【記載方法】

静岡県公立大学法人の記載内容	公立大学法人旭川市立大学を当てはめた内容																				
<p>この中期目標を達成するため，法人に，次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>大学</td> <td>学部等</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">静岡県立大学</td> <td>薬学部</td> </tr> <tr> <td>食品栄養科学部</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部</td> </tr> <tr> <td>経営情報学部</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学院</td> </tr> <tr> <td>静岡県立大学 短期大学部</td> <td></td> </tr> </table> <p>【※大学院における研究科の具体名，短期大学部における学科名はない。】</p>	大学	学部等	静岡県立大学	薬学部	食品栄養科学部	国際関係学部	経営情報学部	看護学部		大学院	静岡県立大学 短期大学部		<p>この中期目標を達成するため，法人に，次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>大学</td> <td>学部等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旭川市立大学</td> <td>経済部</td> </tr> <tr> <td>保健福祉学部</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> </tr> <tr> <td>旭川市立大学 短期大学部</td> <td></td> </tr> </table>	大学	学部等	旭川市立大学	経済部	保健福祉学部	大学院	旭川市立大学 短期大学部	
大学	学部等																				
静岡県立大学	薬学部																				
	食品栄養科学部																				
	国際関係学部																				
	経営情報学部																				
	看護学部																				
	大学院																				
静岡県立大学 短期大学部																					
大学	学部等																				
旭川市立大学	経済部																				
	保健福祉学部																				
	大学院																				
旭川市立大学 短期大学部																					

(5) 公立大学法人島根県立大学

・簡条書き形式。大学は学部，研究科単位，学科なし，短期大学部は学科単位

【記載方法】

公立大学法人島根県立大学の記載内容	公立大学法人旭川市立大学を当てはめた内容
<p>公立大学法人島根県立大学は，島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置し，その教育研究上の基本組織は，次のとおり掲げる学部，研究科，別科，学科及び附置研究所をもって構成する</p> <p>① 島根県立大学</p> <p>ア 学部</p> <p>    総合政策学部</p> <p>    看護栄養学部</p> <p>    人間文化学部</p> <p>イ 研究科</p> <p>    北東アジア開発研究科</p> <p>    看護学研究科</p> <p>(ウ，エの別科，附置研究所は割愛)</p> <p>② 島根県立大学短期大学部</p> <p>ア 学科</p> <p>    保育学科</p> <p>    総合文化学科</p> <p>(イの附置研究所は割愛)</p>	<p>公立大学法人旭川市立大学は，旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を設置し，その教育研究上の基本組織は，次のとおり掲げる学部，研究科，学科をもって構成する。</p> <p>① 旭川市立大学</p> <p>ア 学部</p> <p>    経済学部</p> <p>    保健福祉学部</p> <p>イ 研究科</p> <p>    地域政策研究科</p> <p>② 旭川市立大学短期大学部</p> <p>ア 食物栄養学科</p> <p>イ 幼児教育学科</p>